

千葉県報

号外
令和7年3月31日

号外第43号

主 要 目 次	
規 則	
○ 千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	二・三
○ 千葉県立県民の森管理規則の一部を改正する規則	二・三
規 則	

千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十六号

千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年千葉県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第三条中「県」を「県及び融資機関」に、「(一)並びに」を「(一)」、「(二)」に、「(二)」を「(一)並びに環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。以下「みどりの食料システム法」という。）」に改める。

第四条第一項中「県」の下に「又は融資機関」を、「促進事業者」の下に「（六次産業化法第六条第三項に規定する促進事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第六条第一項第三号中「第八条」を「第九条第一項又は第十一条第一項」に改める。

第七条第一項中「貸付金を借り受けようとする者（以下「申請者」を「県から直接貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「直接貸付申請者」に改め、同条第二項及び第三項中「申請者」を「直接貸付申請者」に改め、同条第四項中「貸付金を」を「県から直接貸付金を」に改め、「（以下「借受者」という。）」を削り、「借受者に」を「当該者に」に改める。

第八条の見出し中「貸付け」を「貸付資格の認定」に改め、同条第一項中「申請者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書（別記第一号様式。以下「貸付申請書」を「法第七条第一項の認定（以下「貸付資格の認定」という。）を受けようとする者（以下「資格申請者」という。）は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（別記第一号様式。以下「認定申請書」に、「申請者（申請者）」を「資格申請者（資格申請者）」に、「又は申請者」を「又は資格申請者」に改め、同項第一号中「各事業」ごとの事業計画書を「法第七条第一項の規定による措置に関する計画」に改め、同項第二号中「当該事業」を「前号の措置」に改め、同項第三号及び第四号中「当該事業」を「第一号の措置」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第一号の措置が認定環境負荷低減事業活動実施計画又は認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って実施されるみどりの食料システム法第二条第四項に規定する環境負荷低減事業活動に係るものである場合は、当該認定環境負荷低減事業活動実施計画又は当該認定特定環境負荷低減事業活動実施計画を記載した書類

第八条第二項中「貸付申請書」を「認定申請書」に、「申請者」を「資格申請者」に改め、同条第三項中「申請者」を「資格申請者」に、「貸付申請書」を「認定申請書」に改める。

第九条の見出しを「（県による貸付け）」に改め、同条第二項中「前項の規定により」の下に「貸付資格の認定及び」を、「ときは、」の下に「沿岸漁業改善資金貸付資格認定書（別記第四号様式。以下「貸付資格認定書」という。）を」を加え、「別記第三号様式」を「別記第五号様式」と併せて、「、第十七条」を「及び第十九条」に、「別記第四号様式」を「別記第六号様式」に改め、「ものとする。」の下に「貸付資格の認定及び」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条の規定により」を「前項の規定による認定申請書及び」に、「貸付けを行うことの可否を決定する」を「適当と認めるときは、貸付資格の認定及び貸付けの決定を行う」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

直接貸付申請者は、認定申請書と併せて、沿岸漁業改善資金貸付申請書（別記第三号様式。以下「貸付申請書」という。）を知事に提出するものとする。

第九条に次の一項を加える。

4 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る貸付金の貸付けを受けようとする場合における第一項の規定の適用については、同項中「認定申請書と併せて、沿岸漁業改善資金貸付申請書」とあるのは、「沿岸漁業改善資金貸付申請書」とする。

第十条を削る。

第十八条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、県貸付金について準用する。

第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とする。

第十六条第二項中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、県貸付金について準用する。

第十六条を第十八条とする。

第十五条中「知事」を「貸付決定機関」に、「償還期限等」を「貸付金の償還期限等」

書」に、「申請者（申請者）」を「資格申請者（資格申請者）」に、「又は申請者」を「又は資格申請者」に改め、同項第一号中「各事業」ごとの事業計画書を「法第七条第一項の規定による措置に関する計画」に改め、同項第二号中「当該事業」を「前号の措置」に改め、同項第三号及び第四号中「当該事業」を「第一号の措置」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第一号の措置が認定環境負荷低減事業活動実施計画又は認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って実施されるみどりの食料システム法第二条第四項に規定する環境負荷低減事業活動に係るものである場合は、当該認定環境負荷低減事業活動実施計画又は当該認定特定環境負荷低減事業活動実施計画を記載した書類

第八条第二項中「貸付申請書」を「認定申請書」に、「申請者」を「資格申請者」に改め、同条第三項中「申請者」を「資格申請者」に、「貸付申請書」を「認定申請書」に改める。

第九条の見出しを「（県による貸付け）」に改め、同条第二項中「前項の規定により」の下に「貸付資格の認定及び」を、「ときは、」の下に「沿岸漁業改善資金貸付資格認定書（別記第四号様式。以下「貸付資格認定書」という。）を」を加え、「別記第三号様式」を「別記第五号様式」と併せて、「、第十七条」を「及び第十九条」に、「別記第四号様式」を「別記第六号様式」に改め、「ものとする。」の下に「貸付資格の認定及び」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条の規定により」を「前項の規定による認定申請書及び」に、「貸付けを行うことの可否を決定する」を「適当と認めるときは、貸付資格の認定及び貸付けの決定を行う」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

直接貸付申請者は、認定申請書と併せて、沿岸漁業改善資金貸付申請書（別記第三号様式。以下「貸付申請書」という。）を知事に提出するものとする。

第九条に次の一項を加える。

4 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る貸付金の貸付けを受けようとする場合における第一項の規定の適用については、同項中「認定申請書と併せて、沿岸漁業改善資金貸付申請書」とあるのは、「沿岸漁業改善資金貸付申請書」とする。

第十条を削る。

第十八条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、県貸付金について準用する。

第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とする。

第十六条第二項中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、県貸付金について準用する。

第十六条を第十八条とする。

第十五条中「知事」を「貸付決定機関」に、「償還期限等」を「貸付金の償還期限等」

に改め、同条に次の一項を加える。

2 融資機関は、知事が次の各号の一に該当すると認めて償還期限の到来前に県貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合には、別表第一県貸付金の償還期限等の欄に掲げる償還期間にかかわらず、直ちに県貸付金の全部又は一部を償還しなければならない。

一 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。

三 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（借受者による貸付金の償還を法第十条の規定により猶予したことにより、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。

四 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

第十五条を第十七条とする。

第十四条第一項中「前条第一項の規定により」を削り、同条第二項中「別記第八号様式」を「別記第二十号様式。以下「支払猶予決定通知書」という。」に、「別記第九号様式」を「別記第二十一号様式」に改め、同条に次の四項を加える。

3 融資機関は、支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、知事に対し沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書（別記第二十二号様式）を提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書の提出を受けたときは、これを審査し、支払猶予を行うことの可否を決定するものとする。

5 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書（別記第二十三号様式）を融資機関に交付し、償還猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を融資機関に通知するものとする。

6 融資機関は、前項の規定による沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書による通知を受けたときは、支払猶予決定通知書により申請者に通知し、償還猶予しない旨の通知を受けたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

第十四条を第十六条とする。

第十三条第一項中「者は」を「者（以下「支払猶予申請者」という。）は」に、「別記第七号様式」を「別記第十九号様式」に、「事務委託機関を経由して知事」を「貸付決定機関」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、貸付決定機関が知事である場合にあっては、事務委託機関を経由して提出するものとする。

第十三条第二項を次のように改める。

2 事務委託機関は、前項後段の規定により支払猶予申請書の提出があつたときは、速やかに当該支払猶予申請書を水産事務所等の長に送付するものとする。

3 知事は、支払猶予申請者がやむを得ない理由により支払猶予申請書を事務委託機関を経由して提出することが困難であると認めるときは、水産事務所等の長に直接提出させることができる。

第十三条を第十五条とする。

第十二条第一項中「借受者」を「貸付金を借り受けた者（以下「借受者」という。）」に改め、同項ただし書中「知事」を「あらかじめ貸付けの決定を行った機関（知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）」に改め、同条第二項中「別記第六号様式」を「別記第十六号様式」に、「水産事務所等の長を経由して知事」を「貸付決定機関」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事に提出する場合にあっては水産事務所等の長を経由しなければならない。

第十二条中第四項を第六項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 融資機関は、事業実施報告書の提出を受けたときはその内容を審査し、速やかに、知事に沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書（別記第十七号様式）を提出しなければならない。

4 知事は、事業実施報告書又は県貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと認める場合は、借受者及び融資機関に対し必要な指示をすることができ、この場合において、借受者及び金融機関は、その指示に従わなければならない。

第十二条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（貸付資格認定の取消し）

第十四条 県は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、法第七条第一項の規定による計画が達成できない見込みとなつた場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書（別記第十八号様式）により借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付金の貸付けを受けている場合には、融資機関に対してその旨通知し、期限前償還等の所定の手続を行わなければならないものとする。

第十一条中「申請者」を「直接貸付申請者」に、「第九条第二項」を「前条第三項」に、「別記第五号様式。以下「借用証書」という。」を「別記第七号様式」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け）

第十一条 融資機関から貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「機関貸付申込者」という。）は、融資機関に沿岸漁業改善資金借入申込書（別記第八号様式。以下「借入申込書」という。）を提出するとともに、当該借入申込書の写しを添えて認定申請書を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認定申請書の提出を受けたときは、法第八条に規定する要件に該当するかどうかについて審査し、当該認定申請書に係る貸付資格の認定を行ったときは、機関貸付申込者に貸付資格認定書を交付するとともに、融資機関に沿岸漁業改善資金貸付資格認定連絡書(別記第九号様式)により通知するものとする。
- 3 融資機関は、県から第一項の貸付けを行うために必要な資金(以下「県貸付金」という。)の貸付けを受けようとするときは、知事に沿岸漁業改善資金県貸付申請書(別記第十号様式。以下「県貸付金貸付申請書」という。)を提出するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査をして県貸付金の貸付けを行うことの適否を決定するものとする。
- 5 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、融資機関に沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書(別記第十一号様式。以下「県貸付金貸付決定通知書」という。)を交付するものとする。貸付けをしない旨の決定を行ったときも同様とする。
- 6 融資機関は、知事から県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに機関貸付申込者に対し沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(転貸)(別記第十二号様式)を交付するものとする。
- 7 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書(別記第十三号様式)を提出するものとする。
- 8 県貸付金の交付は、前項の支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書(別記第十四号様式)を知事に提出するものとする。
- 9 融資機関は、機関貸付申込者との貸付契約を沿岸漁業改善資金借用証書(転貸)(別記第十五号様式)により行うものとする。この場合において、融資機関は機関貸付申込者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させるものとする。
- 10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに貸付金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として機関貸付申込者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。
- 11 県貸付金の償還期間等は、別表第一貸付金の種類の欄に掲げる資金ごとに同表県貸付金の償還期間等の欄に定めるとおりとする。
- 12 融資機関は、次の各号に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
 - 一 貸付金の貸付けの業務を中止又は廃止しようとする場合
 - 二 貸付金の貸付けの業務の遂行が困難となつた場合
- 13 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

14 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る貸付金の貸付けを受けようとする場合における第一項の規定の適用については、同項中「を添えて認定申請書」とあるのは、「及び貸付資格認定書の写し」とする。

(貸付申請書及び借入申込書の提出期日等)

第十二条 貸付申請書及び借入申込書の提出期日及び貸付金の貸付けの決定の時期は、次の表に定めるとおりとする。

第一回	貸付申請書及び借入申込書の提出期日	貸付金の貸付決定時期
第二回	六月五日	六月中
第三回	九月五日	九月中
第四回	十二月五日	十二月中
備考	貸付申請書及び借入申込書の提出期日が、日曜日その他休日にかかる場合は、その翌日とする。	

2 前項に定めるもののほか、知事は、必要に応じ、貸付申請書及び借入申込書の提出期日及び貸付金の貸付けの決定の時期を別に定めることができる。

別表第一(第四条第一項及び第十一条第一項)

貸付金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	貸付金の償還期間等	県貸付金の償還期間等
一 経営等改善資金	一 自動操だ	五百万円(自動操だ)	七年以内	八年以内
(一) 操船作業省力化	二 装置の設置費用	装置を設置する場合にあっては一台につき百万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあっては一台につき五十万円、サイドスタを設置する場合にはあっては一台につき四百万円、レーダーの設置費用	(据置期間)一年以内を含む。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合	(据置期間)二年以内を含む。ただし、農工商等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合
機器等設置資金	二 遠隔操縦装置の設置費用	装置を設置する場合にあっては一台につき五十万円、サイドスタを設置する場合にはあっては一台につき四百万円、レーダーの設置費用	同上	同上
機器等の設置に必要な資金	三 サイドスタ	装置を設置する場合にあっては一台につき五十万円、サイドスタを設置する場合にはあっては一台につき四百万円、レーダーの設置費用	同上	同上
	四 レーダー	装置を設置する場合にあっては一台につき五十万円、サイドスタを設置する場合にはあっては一台につき四百万円、レーダーの設置費用	同上	同上
	五 自動航跡記録装置の設置費用	装置を設置する場合にあっては一台につき五十万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあっては	同上	同上

	<p>(二) 漁ろう作業省力化機器等設置資金</p> <p>動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するため機器等の設置に必要な資金</p>
<p>六 GPS受信機の設置費用</p>	<p>一 動力式つり機の設置費用</p> <p>二 ラインホーラー等の揚縄機の設置費用</p> <p>三 ネットホーラー等の揚網機の設置費用</p> <p>四 巻取りウインチの設置費用</p> <p>五 放電式集魚灯の設置費用</p> <p>六 漁業用クレーンの設置費用</p>
<p>場合にあつては一台につき百二十万円、GPS受信機を設置する場合にあつては一台につき百三十万円)</p>	<p>五百万円(動力式つり機を設置する場合にあつては一件につき五百万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあつては一台につき百二十万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあつては一台につき百二十万円、巻取りウインチを設置する場合にあつては一台につき五百万円、放電式集魚灯を設置する場合にあつては一セットにつき二百万円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては一台につ</p>
<p>(据置期間三年以内を含む。)、農林漁業バ</p>	<p>七年以内(据置期間一年以内を含む。)</p>
<p>(据置期間四年以内を含む。)、農林漁業バ</p>	<p>八年以内(据置期間二年以内を含む。)</p>
<p>(三) 補機関等駆動機器等設置資金</p> <p>(一)及び(二)に規定する機器等を駆動し又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金</p>	<p>七 漁獲物等処理装置の設置費用</p> <p>八 海水冷却装置の設置費用</p> <p>九 海水殺菌装置の設置費用</p> <p>十 漁業用ソナーの設置費用</p> <p>十一 カラー魚群探知機の設置費用</p> <p>十二 潮流計の設置費用</p> <p>一 補機関(動力取出装置付き推進機関を含む。)</p> <p>二 油圧装置の設置費用</p>
<p>き四百万円、漁獲物等処理装置を設置する場合にあつては一台につき五百万円、海水冷却装置を設置する場合にあつては一台につき百八十万円、海水殺菌装置を設置する場合にあつては一台につき三百万円、漁業用ソナーを設置する場合にあつては一台につき五百万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあつては一台につき百五十万円、潮流計を設置する場合にあつては一台につき五百万円)</p>	<p>七 漁獲物等処理装置の設置費用</p> <p>八 海水冷却装置の設置費用</p> <p>九 海水殺菌装置の設置費用</p> <p>十 漁業用ソナーの設置費用</p> <p>十一 カラー魚群探知機の設置費用</p> <p>十二 潮流計の設置費用</p> <p>一 補機関(動力取出装置付き推進機関を含む。)</p> <p>二 油圧装置の設置費用</p>
<p>みどりの食料システム法第二十五条の規定が適用される場合にあつては十年以内(据置期間一年以内を含む。)</p>	<p>七年以内(据置期間一年以内を含む。)</p>
<p>みどりの食料システム法第二十五条の規定が適用される場合にあつては十年以内(据置期間一年以内を含む。)</p>	<p>八年以内(据置期間二年以内を含む。)</p>

資金	<p>(四) 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機 関その他 の漁船に 設置され る機器等 であつて、 通常の方 式による ものと比 較して燃 料油の消 費が節減 されるも の設置 に必要な 資金</p>
	<p>一 漁船用環 境高度対応 機関の設置 費用 二 定速装置 の設置費用 三 発光ダイ オード式集 魚灯の設置 費用</p>
	<p>二千五百万円(漁船 用環境高度対応機関 を設置する場合にあ つては一台につき二 千四百万円、定速装置 を設置する場合にあ つては一台につき百 二十万円、発光ダイオ ード式集魚灯を設置 する場合にあつては 一セットにつき千三 百万円)</p>
法第二十五	<p>農林漁業バ イオ燃料法 第十条又は みどりの食 料システム 法第二十五 条の規定が 適用される 場合にあつ ては九年以 内(据置期 間一年以内 を含む。)</p>
法第二十五	<p>農林漁業バ イオ燃料法 第十条又は みどりの食 料システム 法第二十五 条の規定が 適用される 場合にあつ ては十年以 内(据置期 間二年以内 を含む。)</p>
殖を行う	<p>(五) 新養殖 技術導入 資金 農林水 産大臣が 定める基 準に基づ き農林水 産大臣が 定める種 類に属す る水産動 植物の養 殖の技術 (以下 「養殖技 術」とい う。)又は 農林水産 大臣が定 める養殖 技術を導 入する場 合において、 当該 技術によ り水産動 植物の養 殖を行う</p>
	<p>農林水産大 臣が定める種 類に属する水 産動物の養 殖技術又は農 林水産大臣が 定める養殖技 術を導入して 水産動物の 養殖を行う場 合における次 に掲げる費用 (一) 養殖施 設の設置 費用 (二) 種苗の 購入費用 又は生産 費用 (三) 餌料の 購入費用</p>
	<p>農林水産大臣が定 める種類に属する水 産動物の養殖技術 又は農林水産大臣が 定める養殖技術を導 入する場合において、 当該技術により水産 動物の養殖を行う 者が個人又は会社で ある場合にあつては 一人又は一社につき 四百万円、会社以外の 団体である場合に あつてはその団体を構 成する個人一人につ き四百万円</p>
間二年以内	<p>条の規定が 適用される 場合にあつ ては九年以 内(据置期 間一年以内 を含む。)</p>
間三年以内	<p>条の規定が 適用される 場合にあつ ては十年以 内(据置期 間二年以内 を含む。)</p>

	<p>産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に關する取決を締結して養殖業の生産工程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金</p>
<p>耐波性 必要な高 行うのに で養殖を 用しない 汚剤を使 て漁網防 目的とし の確保を の安全性 の養殖魚 費用 又は設置 購入費用 倉庫等の 機、飼料 動、給餌 粒機、自 必要な造 行うのに の改善を 量・方法 の内容・方 として投餌 を目的と 悪化防止 場環境の 養殖漁 費用</p>	<p>内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合に於ける次に掲げる</p> <p>(一) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用</p> <p>(二) 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性</p>
	<p>商工等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合に於ては十二年以内（据置期間）</p> <p>商工等連携促進法第十四条又は六次産業化法第十一条の規定が適用される場合に於ては十三年以内（据置期間）</p>
<p>形物回収 装置、固 チン注射 機、ワク 度、処理 廃棄物高 料、水産 薬品、飼 施設、医 器、蓄養 質検査機 検査・肉 機、残留 底質測定 機、水質 分析 な餌料成 して必要 (二)に關連 (一)又は 用の設置費 の設置費 気装置等 置、ばつ 流発生装 装置、水 酸素供給 培養器、 除用生物 附着物駆 洗淨機、 網いけす す、自動 けす、金 網いけ</p>	<p>(三)</p>

<p>(九) 救命消 防設備購 入資金 漁船に 備え付け られる救 命胴衣そ の他の救 命設備又 は消火器</p>	<p>金 必要な資 金の設置に の機器等 するため 全を確保 身体の安 生命又は 乗組員の の漁船の りその他 止用手す る転落防 設置され 漁船に</p>	<p>(八) 乗組員 安全機器 等設置資 金 漁船に</p>	<p>乗組員 安全機器 等設置資 金 漁船に</p>
<p>一 救命胴衣 の購入費用 二 消火器の 購入費用 三 イーパブ の購入費用 四 レーダー トランスポ ンダの購入 費用</p>	<p>装置、水 質ロガー、 漁場管理 ソフト等 の購入費 用又は設 置費用</p>	<p>一 転落防止 用手すりの 設置費用 二 安全カバ ー装置の設 置費用 三 揚網機安 全装置の設 置費用</p>	<p>装置、水 質ロガー、 漁場管理 ソフト等 の購入費 用又は設 置費用</p>
<p>百三十万円(救命胴 衣又は消火器を購入 する場合にあつては 一件につき十万円、イ ーパブを購入する場 合にあつては一件に つき六十万円、レー ダートランスポ ンダは購入する場合 にあつては一件につ き六十</p>	<p>百五十万円(転落防 止用手すり又は安全 カバー装置を設置す る場合にあつては一 件につき五十万円、揚 網機安全装置を設置 する場合にあつては 一件につき四十万円)</p>	<p>五年以内 (据置期間 一年以内を 含む。)</p>	<p>五年以内 (据置期間 一年以内を 含む。)</p>
<p>救命胴衣 又は消火器 の購入費用 については 二年以内、 イーパブ、 レーダート ランスポン ダ又は小 型漁船緊急 連</p>	<p>救命胴衣 又は消火器 の購入費用 については 三年以内 (据置期間 一年以内を 含む。)、 イーパブ、 レーダート</p>	<p>六年以内 (据置期間 二年以内を 含む。)</p>	<p>六年以内 (据置期間 二年以内を 含む。)</p>
<p>(十) 漁船転 覆防止機 器等設置 資金 漁獲物 の横移動 防止装置 その他の 漁船の転 覆又は沈 没を防止 するため の機器等 の設置に 必要な資 金</p>	<p>五 小型漁船 緊急連絡装 置の購入費 用 五万円、小型漁船緊急 連絡装置を購入する 場合にあつては一件 につき百三十万円)</p>	<p>一 漁獲物の 横移動防止 装置の設置 費用 二 甲板下の 魚そうの設 置費用</p>	<p>五 小型漁船 緊急連絡装 置の購入費 用 五万円、小型漁船緊急 連絡装置を購入する 場合にあつては一件 につき百三十万円)</p>
<p>一 レーダー 反射器の購 入費用又は 設置費用 二 無線電話 の設置費用</p>	<p>二百二十万円(レー ダー反射器を購入し、 又は設置する場合に あつては一件につき 四十万円、無線電話 を設置する場合にあ つては一件につき四 十万円)</p>	<p>百五十万円(漁獲物 の横移動防止装置を 設置する場合にあつ ては一件につき三十 万円、甲板上の魚そ うを廃し、これに代 えて甲板下に魚そう を設置する場合にあ つては一件につき百 万円)</p>	<p>五万円、小型漁船緊急 連絡装置を購入する 場合にあつては一件 につき百三十万円)</p>
<p>五年以内</p>	<p>五年以内</p>	<p>五年以内 (据置期間 一年以内を 含む。)</p>	<p>五年以内 (据置期間 一年以内を 含む。)</p>
<p>六年以内 (据置期間 一年以内を 含む。)</p>	<p>六年以内 (据置期間 一年以内を 含む。)</p>	<p>六年以内 (据置期間 二年以内を 含む。)</p>	<p>ランスポ ンダ又は小 型漁船緊急 連絡装置の 購入費用に ついては六 年以内(据 置期間一年 以内を含む)</p>

<p>購入又は設置に必要な資金</p> <p>(一) 漁具の標識 漁具の標識（灯火付きブイ及びリーダー反射器付きブイ）の購入費用</p> <p>(二) 漁具の標識 漁具の標識（灯火付きブイ又はリーダー反射器付きブイ）を購入する場合において個人にあつては一人につき七十万円、会社以外に団体又は会社にあつては一人につき百三十万円</p> <p>(三) 農林水産大臣に協議して指定する額</p>	<p>漁具の標識</p> <p>漁具の標識（灯火付きブイ及びリーダー反射器付きブイ）の購入費用</p> <p>漁具の標識（灯火付きブイ又はリーダー反射器付きブイ）を購入する場合において個人にあつては一人につき七十万円、会社以外に団体又は会社にあつては一人につき百三十万円</p> <p>農林水産大臣に協議して指定する額</p>
<p>五年以内 （据置期間含む。）</p>	<p>五年以内</p>
<p>六年以内 （据置期間含む。）</p>	<p>六年以内 （据置期間含む。）</p>
<p>(一) 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資金の購入に必要な資金</p> <p>(二) 生活改善資金 生活改善</p> <p>(三) 住居利便方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居</p>	<p>のとして農林水産大臣と協議して指定する資金</p> <p>一 尿浄化装置又は改良便所を設置するに必要な資材を、三十万円</p> <p>二 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）を設置するに必要な資材を、十</p> <p>三 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）を設置するに必要な資材を、十</p> <p>一 尿浄化装置又は改良便所を設置するに必要な資材を、三十万円</p> <p>二 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）を設置するに必要な資材を、十</p> <p>三 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）を設置するに必要な資材を、十</p>
<p>三年以内 （据置期間含む。）</p>	<p>三年以内 （据置期間含む。）</p>
<p>二年以内</p>	<p>二年以内</p>
<p>七年以内</p>	<p>七年以内</p>
<p>八年以内 （据置期間含む。）</p>	<p>八年以内 （据置期間含む。）</p>

第一号様式(第八条第一項)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所(主たる事務所の所在地)
氏名(名称及び代表者の氏名)

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、経営等改善措置、生活改善措置
又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付
資格の認定を申請します。

別記様式二の二の二

「事業計画書(経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型
漁業推進資金、環境対応型養殖業推進資金以外の資金用)」や

「経営等改善措置に関する計画(経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、
資源管理型漁業推進資金、環境対応型養殖業
推進資金以外の資金用)」

「経営等改善措置に関する計画(新養殖技術導入資金用)」や「経営等改善措
置に関する計画(新養殖技術導入資金用)」や「経営等改善措置に関する計画(資源管理型漁業推
進資金用)」や「経営等改善措置に関する計画(環境対応型養殖業推進資金用)」や「投餌」
や「投餌」や「経営等改善措置に関する計画(環境対応型養殖業推進資金用)」や「投餌」
や「投餌」や「経営等改善措置に関する計画(生活合理化設備資金及び
住居利用方式改善資金用)」

「生活改善措置に関する計画(生活合理化設備資金及び
住居利用方式改善資金用)」

「事業計画書(婦人・高齢者活動資金用)」や「生活改善措置に関する計画(婦人・
高齢者活動資金用)」や「青年漁業者等養成確保措置に関する計画(研修教育資金用)」や「回遊
の二の二」事業計画書(高度経営技術習得資金用)」や「青年漁業者等養成確保
措置に関する計画(高度経営技術習得資金用)」や「回遊の二の二」事
業計画書(漁業経営開始資金のうち部門
経営開始資金を除く資金用)」や「青年漁業者等養成確保措置に関

「事業
計画書(経営開始資金のうち部門
経営開始資金を除く資金用)」に改め、同様式その十一及びその十二中
「事業計画書(漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用)」や「青年漁業者等養成確保措置に関する
計画(漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用)」に改める。
別記第九号様式中「第十四条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同様式を別記第二
十一号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第二十二号様式（第十六条第三項）

受理	年	月	日
受理	年	月	日
受理	年	月	日

沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名称

代表者

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）で沿岸漁業改善資金県貸付金を借りましたが、次のとおり償還を猶予願いたく申請します。

資金の種類 借受者の氏名又は 借 受 金 額	償 還			金 額
	期	日	額	
当初の償還方法	1回目	年月日	千円	
	2回目	年月日	千円	
	3回目	年月日	千円	
	4回目	年月日	千円	
	5回目	年月日	千円	
	6回目	年月日	千円	
	7回目	年月日	千円	
	8回目	年月日	千円	
	9回目	年月日	千円	
	10回目	年月日	千円	
	11回目	年月日	千円	
	12回目	年月日	千円	
変更後の償還方法	1回目	年月日	千円	
	2回目	年月日	千円	
	3回目	年月日	千円	
	4回目	年月日	千円	
	5回目	年月日	千円	
	6回目	年月日	千円	
	7回目	年月日	千円	
	8回目	年月日	千円	
	9回目	年月日	千円	
	10回目	年月日	千円	
	11回目	年月日	千円	
	12回目	年月日	千円	

注

- 1 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第1に掲げる種類を記載すること。
- 2 各漁業従事者等から提出のあつた沿岸漁業改善資金支払猶予申請書の写しを添付すること。

第二十三号様式 (第十六条第五項)

沿岸漁業改善資金貸付金支払猶子決定通知書

猶子決定番号 年 第 号

年 月 日

融資機関 名称
代表者

千葉県知事 印

年 月 日 日付け貸付決定(貸付決定番号第 号)の沿岸漁業改善資金県
貸付金については、次のとおり決定したので通知します。

資金の種類 借受者の氏名又は 名称	
借 受 金 額	
償 還 期 日	金額
第1回 年月日	千円
第2回 年月日	千円
第3回 年月日	千円
第4回 年月日	千円
第5回 年月日	千円
第6回 年月日	千円
第7回 年月日	千円
第8回 年月日	千円
第9回 年月日	千円
第10回 年月日	千円
第11回 年月日	千円
第12回 年月日	千円
当初の償還方法	
変更後の償還方法	

注 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金
の別及びそれぞれの資金について千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第1に掲げる
種類を記載すること。

別記第八号様式中「第十四条第二項」を「第十六条第二項」に改め、「同様式を別記第二
十号様式とする。

別記第七号様式中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」とし、「千葉県知事」を記
し、「同様式を別記第十九号様式とする。

別記第六号様式中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改め、「同様式その一中
「千葉県知事」を記し、「同様式その一」を別記第十六号様式その二とし、「同様式その二」中
「千葉県知事」を記し、「同様式その二」を別記第十六号様式その二とし、「同様式」の次に次の
二添字を加える。

第十七号様式 (第十三条第四項)

沿岸漁業改善資金貸付金事業実施報告書

千葉県知事 様

住所(主たる事務所の所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

さきに借り受けた沿岸漁業改善資金県貸付金については、下記のとおり事業を完了し
たので報告します。

記

貸付決定日	貸付決定番号	資金借入日	資金種類	借受金額
年 月 日	年 月 日	年 月 日		千円

添付書類 借受者から提出のあつた沿岸漁業改善資金事業実施報告書(別記第16号様
式)の写し

第十八号様式（第十四条）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書
様

千葉県知事 印

年 月 日付けで認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができません。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日	年度 号 第	千円

2 取消理由

--

注 融資機関からの貸付けの場合、当該融資機関へ本通知の写しを送付すること。

別記第五号様式中「第十一条第一項」を「第十条」に改め、同様式を別記第七号様式とし、同様式の次に次の八様式を加える。

第八号様式（第十一条第一項）

沿岸漁業改善資金借入申込書

千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則第11条第1項の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金（ 資金）を貸し付け願いたく申し込みします。

年 月 日

様

住所（主たる事務所の所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

受付融資機関	年 月 日	番号

資 金 種 類	償還期間 年	置 期 間 年	資金交付 希望月 月	借り受けようとする事業費及び 申請額		
				事業量	事業費 千円	申請額 千円

連帯債務者	住	所	氏 名	申請者との関係

連帯保証人	住	所	氏 名	申請者との関係

償 還 計 画												事務委託 機 関
1年目 償還額	2年目 償還額	3年目 償還額	4年目 償還額	5年目 償還額	6年目 償還額	7年目 償還額	8年目 償還額	9年目 償還額	10年目 償還額	11年目 償還額	12年目 償還額	
千円	千円	千円										

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従業者数	

注

- 1 金額の数値で千円とあるものについては、千円未満の端数は、切り捨てるものとする(以下同じ)。
- 2 申請書には、誓約書(千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則第6条第3項各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの)及び役員等名簿を添付すること。

第九号様式(第十一条第二項)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定連絡書

年 月 日

様

千葉県知事

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金(資金)の申請については、これを認定したので通知します。

第十号様式(第十一条第三項)

沿岸漁業改善資金県貸付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名称
代表者

沿岸漁業改善資金助成法第3条第2項に規定する沿岸漁業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので沿岸漁業改善資金貸付規則第12条第3項の規定により、申請します。

記

沿岸漁業改善資金県貸付金借入金額 円

注 各漁業従事者等から提出のあつた借入申込書の写し及び資料を添付すること。

第十一号様式（第十一条第五項）

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日
 様

千葉県知事 印

年 月 日付けで申請のあった沿岸漁業改善資金貸付金の貸付けについては、下記のとおり決定します。

記

資金の内容	
資金の用途	

貸付金額	
千円	

貸付決定日		貸付決定番号	
-------	--	--------	--

注 償還計画を別途作成添付すること。

第十二号様式（第十一条第六項）

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（転貸）

年 月 日付けで申請のあった沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付けについては、下記のとおり決定する。
 年 月 日
 様

融資機関 名称 代表者

記

資 金 種 類	貸付決定番号	貸付金額
		千円

償 還 期 限	日	金 額	千円	摘 要
第1回	年 月 日			
第2回	年 月 日			
第3回	年 月 日			
第4回	年 月 日			
第5回	年 月 日			
第6回	年 月 日			
第7回	年 月 日			
第8回	年 月 日			
第9回	年 月 日			
第10回	年 月 日			
第11回	年 月 日			
第12回	年 月 日			
計				

連帯保証人 ほか 人

担保物件

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日
----------	-------	-------	-------

注 この通知書は、申請者に通知する場合のものである。

第十三号様式 (第十一条第七項)

沿岸漁業改善資金貸付金支払請求書

千葉県知事 様 年 月 日

融資機関 名称 代表者

年 月 日付け (貸付決定番号:) で貸付決定のあつた沿岸漁業改善資金貸付金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

今回請求額 円

第十四号様式 (第十一条第八項)

収入印紙 添付欄

沿岸漁業改善資金貸付金借用証書

年 月 日

融資機関 名称 代表者

- 沿岸漁業改善資金貸付金 金 円借用了しました。 ㊦
- 沿岸漁業改善資金に係る法令、国の通知及び県の貸付規則、裏面の特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約いたします。
- 償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。

資 金 種 類	貸付決定番号	貸付金額
		千円
償 還 期 限	年 月 日	
償還期日	金額	残高
第1回	年 月 日	千円
第2回	年 月 日	
第3回	年 月 日	
第4回	年 月 日	
第5回	年 月 日	
第6回	年 月 日	
第7回	年 月 日	
第8回	年 月 日	
第9回	年 月 日	
第10回	年 月 日	
第11回	年 月 日	
第12回	年 月 日	
計		

償 還 方 法

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 債務者（以下「乙」という。）は千葉県（以下「甲」という。）から借り受けたこの資金と同額を、（以下「丙」という。）に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のもと同じにして転貸する。（期限前償還）

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき（丙に転貸した資金の償還を沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。
- (3) 乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき又は破産手続開始若しくは再生手続開始の申立があったとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) 乙が千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則若しくはこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の用途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良され、造成され、又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合
- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、丙が沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

4 乙は、前項の規定により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

第十五号様式（第十一条第九項）

収入印紙
添付欄

受理	年	月	日
受理	年	月	日
受理	年	月	日
貸付決定	年	月	日

沿岸漁業改善資金借用証書（転貸）

資 金 種 類						
借受者の氏名又は 名称	住 所	町 村	大 字	番 号		
借 入 金 額 千円	償還期日及び償還額	第1回	年	月	日	千円
		第2回	年	月	日	千円
		第3回	年	月	日	千円
		第4回	年	月	日	千円
		第5回	年	月	日	千円
		第6回	年	月	日	千円
		第7回	年	月	日	千円
		第8回	年	月	日	千円
		第9回	年	月	日	千円
		第10回	年	月	日	千円
		第11回	年	月	日	千円
		第12回	年	月	日	千円

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用致しました。ついては、千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知のう
え、借入金の償還は償還期日に相違なく実行することを確約いたします。

融資機関の代表者 様

年 月 日

住所(主たる事務所の所在地)
氏名(名称及び代表者の氏名) ㊦

上記資金の借受けにつき、下名は、千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知のうえ、借受者と連帯して債務の責に任じます。

氏名	印	住所
		郡 町 大字 番地

氏名	印	住所
		郡 町 大字 番地

- 注1 資金種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第1に掲げる種類を記載すること。
- 2 特約条項は、沿岸漁業改善資金借用証書の特約条項を参考にし、必要に応じ条項、内容を加除して作成すること。

別記第四号様式中「第九条第二項」を「第九条第三項」に改め、同様式を別記第六号様式とする。

別記第三号様式中「第九条第二項」を「第九条第三項」に改め、同様式を別記第五号様式とし、別記第二号様式の次に次の二様式を加える。

第三号様式 (第九条第一項)

(県用)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則第9条の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金(資金)を貸し付け願いたく申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

住所(主たる事務所の所在地)
氏名(名称及び代表者の氏名)

漁業協同組合	年 月 日	番号
--------	-------	----

資 金 種 類	償還期間 年	据 期 間 年	資金交付 希望月 月	借り受けようとする事業費及び 申請額		
				事業量	事業費 千円	申請額 千円

連帯債務者	住 所	氏 名	申請者との関係

連帯保証人	住 所	氏 名	申請者との関係

償還計画												事務委託 機関
1年 目	2年 目	3年 目	4年 目	5年 目	6年 目	7年 目	8年 目	9年 目	10年 目	11年 目	12年 目	
償還額 千円												

申請者の氏名又は名称	申請者の概要
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従業員数	

- 注
- 金額の数値で千円とあるものについては、千円未満の端数は、切り捨てるものとする（以下同じ）。
 - 申請書には、誓約書（千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則第6条第3項各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの）及び役員等名簿を添付すること。

第四号様式（第九条第三項）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

年 月 日
 様
 千葉県知事 熊谷 俊人 印

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金（ 資金）の申請については、これを認定します。

附則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。（経過措置）
- 新規則の規定にかかわらず、この規則の施行前に改正前の千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「旧規則」という。）の規定により知事が貸し付けた資金については、なお従前の例による。
- この規則の施行の前日に、旧規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十七号

千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年千葉県規則第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項に次の一号を加える。

十 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に

関する法律（令和四年法律第三十七号）第二十四条の規定の適用を受ける貸付金 十

二年以内

附則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県立県民の森管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十八号

千葉県立県民の森管理規則の一部を改正する規則

千葉県立県民の森管理規則（昭和四十六年千葉県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一千葉県立清和県民の森の項中「庭球場」を削る。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

七二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八